

議員提出議案第8号

平成29年12月14日

逗子市議会議長 菊池俊一 殿

逗子市議会議員 高谷清彦 ㊟

同 加藤秀子 ㊟

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年逗子市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（退職手当の不支給）

- 6 平成29年12月1日に市長等であった者の在職期間のうち、平成31年3月31日までの間における市長等の退職手当は第3条第1項、第5項及び第8項の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

(提案理由)

市の厳しい財政状況を鑑み、財政対策プログラムに基づく緊急財政対策の取組として、更に市長等の退職手当を不支給とする必要があることから、改正の要あるため提案する。